

陳情番号	件名
第7号	児童相談所での児童の環境改善を求めることについて
受理年月日	
4.8.4	

陳情の趣旨

陳情の趣旨
~~今世の中は~~^{世間では}、児童虐待殺人事件を阻止^{おぼ}も、児童虐待防止の強化が必要^{叫ばれていて}です。しかし、児童相談所では児童の人権・児童の福祉がないがしろにされています。そのため児童の環境を改善できるよう児童相談所が取り組むように相模原市~~児童相談所と神奈川県議会に意見書を提出して~~^{に求め}いただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

近年の社会情勢により、児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々急増している。しかし、その一方で誤認保護や過剰な保護が多発している他、行政処分を受けた親に対する指導・支援は全く存在せず、根本的な問題解決が図られていないのが現状である。さらに長期にわたる面会・通信制限が継続されるため親子の断絶を招き、児童の精神状態を不安定にさせている。これらの行為は深刻な人権侵害であり、児童にとっても「最善の利益」とはかけ離れた環境設定を児童相談所自らがやっていると言える。

改善すべき環境は具体的に以下の点である。以下の点について市議会で審議し^{市に求め}意見書の提出をもってもらいたい。

- ① 一時保護の措置中は児童は登校することができず、学年相応の十分な学習もできない状態である。教員などから学習指導を受ける機会もなく、オンライン学習にも参加できない。そのため、一時保護が長期化した生徒はそれがきっかけで学習が~~遅~~^おれ、措置解除後の学校生活に支障をきたしている。この点を改善するためには、学校の教員による訪問指導とオンライン授業の導入が必要である。^{一時}
- ② 幸せに暮らしていた児童が突然見知らぬ児童相談所職員に連れていかれ、数週間から数か月間^{保護所}に拘束されている。親との面会も基本的に全面禁止が現状である。そのため、児童の情緒の安定が図られず、精神的に傷ついた状態で措置解除になっている。家庭復帰した後に PTSD を発症し、不登校になるケースが当支援団体に複数報告されている。この点を改善するためには、面会・通信制限を極力行わず、親子の交流の機会を維持しながら、家庭復帰にむけた支援を市町村の福祉行政職員と児童相談所職員が共に行っていくことが必要である。
- ③ 児童への聞き取りが、児童相談所職員と児童だけの閉鎖的環境下で行われ、児童相談所職員の独断で虐待に仕立て上げられることがある。職員の児童への聞き取りは執拗で、かつ児童が曖昧に返事をしたことを虐待の証拠として調書に記載していることも保護解除後の児童と親の証言から明らかである。この点を改善するためには、第三者による児童と親への聞き取りと児童相談所が作成した調書の開示が必要である。またペアレントトレーニングなどの親への指導・支援体制の構築も必要である。

陳情番号	件名
第8号	防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受け入れ中止等を求める意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
4.8.9	

陳情の趣旨

・陳情趣旨

議 政府に対し、ミャンマー国軍からの士官・士官候補生の受け入れを即時全面中止すること。昨年議院の国会決議と本市議会の意見書を尊重し、ミャンマー国軍に対して厳重に抗議すること、直ちに国軍との関係を断ち切り、2020年の選挙で選ばれた議員で構成するNUG(国民統一政府)と連携し、ミャンマー国民への支援を強化することを趣旨として意見書を提出してください。よろしく陳情します。

・陳情理由

昨年2月1日に発生したミャンマー国軍の軍事クーデターから一年半が過ぎました。今、ミャンマー国内では、国軍による武力弾圧によって、これまでに少なくとも2,000人余の尊い命が奪われ、多くの人々が不当逮捕、監禁、拷問、不当な裁判で処刑される等、深刻な人権蹂躪が続いています。経済も混乱低迷し生活困窮者の増大、治安も悪化しています。

ミャンマー国軍に対抗して、平和と民主化を求めるミャンマー国民の粘り強い闘いは、困難の中にあっても継続し、その闘いはミャンマー国内だけではなく世界各国、全国各地に連帯の声が広がっています。7月には不当に拘束された政治家や活動家が処刑され、日本人ジャーナリストも拘束されました。

このような状況下、防衛省は本年度もミャンマー国軍の士官候補生及び士官の計4名を留学生として受け入れ、軍事訓練等を行うことが明らかとなりました(4月26日、衆議院安全保障委員会・岸防衛大臣答弁)。同様のプログラムを実施していたオーストラリアは受け入れを中止しました。留学生は、防衛大学校や自衛隊の施設内で「戦闘の基礎」や「実弾射撃」などを学んでいるといわれています。

これに対し、5月17日、国会議員の超党派の「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟」は、ミャンマー国軍からの士官・士官候補生受け入れの即時中止を求める要請を政府に行いました。

昨年、衆参両議院では、クーデターを非難し民主化を求める決議が採択されています。

日本政府がミャンマー国軍の軍人を留学生として受け入れ軍事訓練等を教えるということは、ミャンマー国軍を正当化するものであり、そのことは、日本政府がミャンマー国民弾圧に加担する可能性があるとして指摘されており、断じて容認できるものではありません。

よって下記のことを強く政府に対し要請し、意見書を提出していただくよう議会に求めます。

・記

- 1、政府は、ミャンマー国軍からの士官・士官候補生の受け入れを即時全面中止すること。
- 2、政府は、昨年議院の国会決議と本市議会の意見書を尊重し、ミャンマー国軍に対して厳重に抗議するとともに、直ちに国軍との関係を断ち切りNUG(国民統一政府)と連携しミャンマー国民への支援を強化すること。

陳情番号	件名
第9号	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現について
受理年月日	
4.8.10	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情趣旨</p> <p>(1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。</p> <p>(2) <u>ゆきとどいた教育</u>を実現するために、小学校の35人学級を計画的に進め、中学校での35人学級を早急に<u>実現</u>するとともに、教職員の定数拡充、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。</p> <p>(3) 教員の未配置を解消し、一人ひとりの子どもたちに<u>ゆきとどいた教育</u>を実現するために、教職員の労働条件を改善すること。</p> <p>2. 陳情理由</p> <p>今、義務教育に求められているのは、子どもたち一人ひとりに<u>ゆきとどいた教育</u>が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われてはまり、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。</p> <p>学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちのゆたかな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備の時間の十分な確保にむけ、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編成基準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられますが、その必要性は中学校においても変わらないことから、中学校を含めた実現が必要です。</p> <p>相模原市においては、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」および「学校現場における業務改善に向けた取組方針取組事項実施スケジュール」に基づき、「学校現場業務改善推進会議」において長時間労働是正に関わる議論が行われ、教育委員会を中心に具体的な取組がすすめられていますが、相模原市の教員の超過勤務時間の実態調査（令和3年4月から令和4年3月まで）によれば、月平均で小学校41時間5分、中学校45時間30分（小・中学校で42時間43分）となっており、長時間労働の是正には至っておりません。</p> <p>「長時間労働など過酷な労働環境」等によって教員志望の学生は年々減少傾向にあり、相模原市の小学校においてはこの5年間で教員採用試験の受験者数が半減しています。受験者数減等の理由から、学校現場において「教員の未配置（教員不足）」が発生し、子どもたち一人ひとりに<u>ゆきとどいた教育環境</u>整備がされているとは言い難い状況があります。</p> <p>未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場において、「使命感」や「献身性」に依拠しないためにも、教職員の長時間労働是正は子どもに寄り添い向き合う時間の確保のために重要であり、小学校の35人学級の段階的な実施にあわせた教職員定数の実質的な増員や専門スタッフの拡充は欠かせません。さらには、「教員の未配置」など、あつてはなりません。</p> <p>子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2023年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。</p>

陳情番号	件	名
第 10 号	橋本駅周辺整備推進事業の計画の再検討を求めることについて	
受理年月日		
4. 8. 15		

陳情の趣旨

〈陳情項目〉

次の点について、市に働きかけていただきますよう陳情いたします。

1. 橋本駅周辺整備推進事業の計画については、納税者、市民の理解がきわめて不十分で合意は得られておりません。都市計画決定までの手続きが始まったばかりですが、スケジュールありきで拙速に手続きを進めず、住民参画で再検討するよう市に働きかけてください。
2. 市費 330 億円という、巨額な市税を使う目的はリニア開業を前提にしていますが、開業の目途はたっていません。都市計画決定に至っていない現段階で再検討するよう市に働きかけてください。
3. (仮称)大西大通り線を新設する計画については、再検討を市に働きかけてください。

〈陳情趣旨〉

◎ 橋本駅周辺整備推進事業については、大規模事業評価委員会の答申においても、防災や緑環境の確保に留意し、市民に十分な情報提供と丁寧な説明を求めています。そもそも都市計画は都市の主体者、主権者たる市民参画すべきです。しかし本事業においては、当局の最短スケジュールに沿って淡々と行政主導で進行されています。「意見募集」「説明会」の広報、HP での周知は内容が一見してわかりにくいものとなっており、従って参加率は低く、市民の理解、合意形成はされていません。

◎ 当計画は 2027 年リニア開業を前提にしたものですが、静岡大井川の水問題、南アルプスのトンネル問題、各地沿線で生じている種々の事故や工事差し止め訴訟、更に外環道調布陥没事故、シールドマシンの故障 etc. などリニア開業は不透明、不確実性が浮き彫りにされています。にもかかわらず、この橋本駅周辺整備推進事業には 330 億円の市民の税金が投入されようとしています。経済悪化や人口減少、気候変動による災害等について緻密に検証すること無く、杜撰な見込みに基づく計画推進には市民は不安を払拭出来ず理解が得られません。今、税金を使う優先順位は、コロナ対策や生活困窮者への支援、教育費や医療、社会保障への支援に回されるべきです。

◎ (仮称)大西大通り線を新設する計画は、約 140 世帯の市民の立ち退きを生じ、地域周辺の生活環境は一変し騒音、振動、CO₂等健康被害の恐れがあります。しかし、開発・開業による交通量増加予測台数は不確実であり、174 億円の市費をかけてまで必要とする説得力ある説明には至っておりません。

さらに、リニアのトンネルの計画路線と多くが重なるため、トンネルの区分地上権者に二重の被害を強いるものであり、憲法 25 条と 29 条の生存権、財産権をおびやかす多大な人権侵害です。再検討を市に働きかけてください。

◎ 市議会におかれましては、市民本位のまちづくり、安心安全の防災や、子どもがいきいき育ち、高齢者も憩える緑環境を優先した駅前広場等、SDGs を掲げた相模原市が誇れる人間自然共生都市橋本のまちづくりのために、本事業計画の手続きを急いで進めず再検討するよう、市議会が市に要請されますよう、心からお願いいたします。

以上

陳情番号	件名
第 11 号	(仮称) 大西大通り線を新設する計画の見直しを求めることについて
受理年月日	
4. 8. 15	

陳情の趣旨

JR 東海がすすめるリニア中央新幹線の(仮称)神奈川県駅が私の住まう橋本に設置される事となり、新幹線の深層はたかだか地上から 15~17m と余りにも浅く大きな問題なのですが(調布の陥没事故を鑑み)また、その地上に「大西大通り線」を建設しようとしています。しかも 174 億円もの巨額の血税を使って 150 家の善良な住民を排除してです。土地買い上げ価格は二束三文、移転地は自分で確保しろと言います。或る住民が代替え地を尋ねたところ、相模湖地区を紹介されたとの事。区画整理には全国的に有名な百条委員会の相模原市であるからして何か市と JR 東海との作為があるのではと疑う住民が多数おります。

相模原市は政令市になって久しいですが、市営斎場は一か所のみで津久井地区、相模湖地区、藤野地区の住民が待ち望んだ新斎場建設が「大西大通り線」の為凍結、また図書館の建設も凍結、子供達が楽しみにしているスケートリンクは閉鎖、そして小学校の統廃合、市民会館はあのおりのボロ、市立病院に至っては皆無の状態です。

余り良くない頭で考えた「旧アイワールド交差点から相模原消防署方面」や「元橋本交差点から相原方面」の新設の道路は血税を使った割にはカンコドリが泣いています。私の家族の実家は藤野地区にあり義父は町田市の斎場、義母は上野原市の斎場で茶毘にふされました。住民サービスをないがしろにしてまでこれで政令市といえますか。義弟の一言「相模原市になってなんもいい事はなかった。上野原市のほうが良かった。」と住民を泣かせて、住民サービスをないがしろにしてまでの無駄な新設道路は不要です。

それより相模原北警察署前の用地を確保した大型道路の整備活用、また現行道路の見直し活用で充分対応は可能です。

日本の人口はこの先 1 億人をきり、政令市の相模原市も 50 万人近くになる状況の中で、不要な道路より、中山間地域を多くかかえる市は防災対策や住民サービスに血税を使うべきです。

最後に一言、巷では「まちづくり課」ではなく「まちこわし課」と呼んでいる事をご存じでしょうか。議会は行政の無謀、不当を監視するところと承知しております。是非議長、議員の皆様方には住民の立場に立ち返って住民の苦悩をくみ取っていただければ幸いです。郷土の偉人「尾崎弔堂先生」に負けない正しい各位のご判断に期待し、市に対して(仮称)大西大通り線を新設する計画の見直しを求めていただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	件	名
第 12 号	橋本駅周辺整備推進事業のスケジュール再考を求めることについて	
受理年月日		
4. 8. 15		

陳情の趣旨

陳情の要旨

- 1, JR 東海は 2027 年のリニア開業は困難と言うだけで、目標となる新たな開業年度を明示できていない。市は、駅の非開削工区や車両基地が未着工である現状から、また沿線全体の工区の状況から、工事が大幅に遅れているとの認識に立ち 27 年開業という予測を冷静に検証し見直して事業のスケジュールを練り直すこと。
- 2, その際に、27 年リニア開業を前提に算出した年度別概算事業費を、見直した年度を基準とし、ここから逆算する形で組み直すこと。
- 3, リニア開業が大幅に遅れるという前提に立てば、(仮称)大西大通り線をはじめ都市計画決定を急ぐ理由は全くなくなる。市が 23 年 3 月と定めたスケジュールを見直し、今後は市民意見を反映させる機会を十分に確保した上で、事業開始の手続きをより慎重に進めること。

以上の点について市に求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

- 1、土地区画整理事業や道路事業を早期にスタートさせても、すでにリニア開業の大幅な遅れは確実で、市の行う工事の間延びや中断、工期の延長が避けられません。そのため未完成施設の維持管理や追加人件費などで、無駄な事業費の増額を余儀なくされます。市財政はこの間に悪化を続け、結果として納税者への行政サービス低下をもたらす危険性は看過出来ません。
- 2、リニア神奈川県駅の主要部分(開削工事)の工期は 27 年 3 月までですが、仮にこの工事が予定通り終了したとしても、相原高校跡地が「更地」となり市が自由に活用できる保証はどこにもありません。
駅西側から相模川に至るシールドトンネル(浅深度)は、工事開始時期が未定で目途さえ立って

いませんが、もしトンネル掘削が始まれば、残土は国道16号東側の立坑から地上に運び出されることとなります。高校跡地は残土の一時保管場所や搬出車両の待機場所として使われ、またトンネル貫通後はガイドウェイ建設のための資材置き場となる可能性があります。

市は、区画整理と道路建設に関して、どの時点でどの程度進めるかを、JR東海と調整しながら決めることになるでしょうが、現時点でJR東海は何一つ判断できないはずで、土地区画整理事業も道路事業も、具体的な工程はリニア工事の進捗状況に左右されるため、都市計画を性急に決定する意味は何もありません。

3、道路事業のうち、特に「(仮称)大西大通り線」に関しては、ルートのかかなりの部分において、土地所有者や居住者の立ち退き(強制移転)を前提とした計画になっているので、より慎重に検討を重ねる必要があり、拙速な決定は避けなければなりません。

リニア中央新幹線工事をめぐっては、今各地で難題が噴出しており、現状では開業の見通しが全く立っていません。憲法上の「公共の福祉」を理由に、個人の「居住の自由」や「財産権」を制限する行為は、非常に重いものです。「リニアに依拠した都市計画がもたらす公共の利益は、個人の利益よりも優先される」と相模原市が考えるのであれば、せめて市は、リニア開業の見通しが立つのを待って、市民の納得が得られる根拠を示しつつ、都市計画を決定すべきであると考えます。

以上

陳情番号	件名
第 13 号	橋本駅周辺整備推進事業のうち（仮称）大西大通り線新設の除外・中止を求めることについて
受理年月日	
4. 8. 16	

陳情の趣旨

私たちが暮らす平穏な地区に 174 億円もの巨額の税金を使って、終日騒音や煤煙をまき散らす車両を走らせる（仮称）大西大通り線の新設は、住民の幸福や安全、安心を破壊し、利便性のある土地から 150 筆もの住民を退去させる許されない行為です。下記の点からこの道路の新設は中止し、既存の道路の整備・活用をするべきと考えます。下記に理由を申し述べますので大西大通り線新設を橋本駅周辺整備推進事業から除外し、中止するよう市に対し求めていただきますよう陳情いたします。

記

1. 大西大通り線新設の場所は駅、公共施設、買い物、通勤、病院等に利便性が良く、そのために現居住者は高額の金銭の負担をして土地家屋を手に入れた土地です。大西大通り線新設により現在地から退去させられた場合、現実には、現在地の近傍で現在の利便性や環境を維持する土地を探すことは困難です。市当局は「移転先の補償はしない。地権者個人で探すこと。不動産業者に依頼した場合手数料は市が負担する。」との説明であるが、ほとんどの地権者は「市が現在地と同じ環境の住居を提供すべきである」との強い意見であります。
2. 高齢者について申し上げます。新設路線上には大勢の高齢者が居住しております。ご高承の通り、昨今の全国的なまちづくりは「高齢者が歩いて生活できるまちづくり」の方向にあります。現在地であればそれが実現できております。しかしながらこの推進事業においては高齢者について何の配慮もありません。上記同様移転先は自分で探せ、ということであります。現在地と同様「歩いて生活できる」土地を求められるか不明であります。仮に移転したとしても新たに住宅ローンを組むことは出来ません。高齢者は実に困惑するのみであります。「市は近傍地に移転先を提供すべきである」との意見が大半であります。
3. 上記のことから大西大通り線上の地権者のみならずその沿線に居住する地権者は、既存の道路、特に大西大通り線のすぐ近くを並行に走る市道大西線を整備活用すべきである、との意見がほとんどであります。この道路は 2 車線であり歩道もあり道路機能としては大西大通り線に劣ることはありません。西方面から橋本変電所前交差点を東に走行すれば新たな計画路線橋本駅南口駅前通り線に侵入できる道路はす

ぐのところに2本あります。

現在、市道大西線の渋滞は国道16号と交差する橋本変電所前交差点に右折車線が設けられなかったことと、国道16号優先の走行時間が長いためであります。多くの地権者は「これらの改善、整備をするべきである」と誰しもが申し述べております。

4. しかしながら3月11日の説明会の資料に大西大通り線と他路線を改善した場合の比較案に、この市道大西線の改善整備案が掲載されておらず、過日市当局に市道大西線を拡幅等整備した場合コストなどどうなるか、比較の説明を求めました。市当局は比較した案があるとのことにて、説明に臨んだところ、その案は計画路線橋本駅南口駅前通り線から発進して国道16号を渡り（現在の市道大西線とは違う）計画路線の大西大通り線をそのまま西へ走行し、西橋本2丁目交差点の先で市道大西線と合流する案でありました。これは「橋本変電所前交差点から始まる市道大西線を拡幅整備した案がある」との当初の説明とは全く違うもので、市道大西線を完全に活用する案とは全く違うもので、市の姿勢には落胆しました。私たちを愚弄するものです。

ほとんどの住民がこの市道大西線の拡幅等整備を先ず考えており、本来、大規模事業評価の公表に当たってはこの道路の拡幅を第一の比較案として住民の意見、判断を求めることが当然の措置であったと考えます。都市計画行政においてこれは「妥当性を欠く行為」とであると判断します。

5. また大西大通り線の一部は、リニア第二首都圏トンネル計画路線にかかります。このことは、すでにリニアトンネル区分地上権の契約済の地権者にとっては、リニアトンネル上の土地と家屋は確保できていたにもかかわらず、退去を求められることとなり、これまでのリニアトンネル区分地上権の契約が無になります。他方リニアに反対或いはリニアトンネル掘削の補償内容に納得できずJR東海との交渉を進めてきた地権者にとっては、過去の交渉と今後の交渉の継続を無にするものであり、到底受け入れられません。

①市当局は2015年3月JR東海と用地取得等の委託契約を結び、区分地上権設定の契約をリニア第二首都圏トンネル計画線上に住む地権者に求めています。これは市当局の意思・行政行為です。

②そして市当局は2022年7月に決定をしている行政方針に基づき、同じ物件の土地の上に大西大通り線を新設することを公表し、後日都市計画事業とし、地権者の所有地に制限をかけ、所有権の移転を求める行政行為を行なおうとしております。

③同一の市当局が同一の土地物件に対し、各々違う二つの法律行為を同時に行う。私共、トンネル計画線上に住む地権者は2017年12月以降リニアトンネル建設に

よる補償、とりわけトンネル掘削により発生した場合に損害を補修する条項のない（トンネル上の住民にとっては欠陥ともいうべき）契約書をめぐり JR 東海と交渉を行い、西橋本 2 丁目の 13 名の地権者は 2019 年 12 月からは解決をもとめて弁護士に委任をして交渉をしまりました。

- ④ しかしこの推進事業計画においては大西大通り線新設がリニアトンネル上の地権者と区分地上権に対しどのような影響を与えるのか一切言及しておりません。市当局はただ「お詫びをするのみ」というだけで、どのような対応をするのか不明で、不問にしようとしております。

これは都市計画行政行為における「判断過程において考慮すべき事情を考慮しない」裁量権を逸脱した行為になります。

- ⑤ リニア交渉において、5 年にわたり、自分たちの貴重な財産である土地・家屋の正当な評価、補償を求め続けてまいりました私ども地権者にとって、大西大通り線新設はこれまでの交渉を破壊するものです。このことは都市計画行政行為において「事実に対する評価が明らかに合理性を欠く」事実を評価しない行為であり、「判断過程において考慮すべき事情を考慮しない」行為であり、ここに至るまでの市民と相模原市との区分地上権設定契約をめぐる「信義則の原則」を欠く行為であり、世間一般の常識として「その結果として社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」行為であると判断せざるを得ません。都市計画における裁量権を逸脱した行政行為であると判断せざるを得ません。一部の人たちは相模原市は何ということをするのだ、と言っております。

6. 大西大通り線は 930m です。

僅か 930m のために 150 筆の地権者の立ち退きや 174 億円の税金が投入されることとなります。既存の道路整備をすべきです。それがほとんどの住民の意見です。

過日の説明会においては質疑の時間も限られ、十分な意思の表明ができておりません。

私達、西橋本 2 丁目住民有志は西橋本 2 丁目の大西大通り線新設路線上に居住されて

いる住民及び路線沿線に居住する住民に、賛成か、反対かその意思を確認したところ、私達を含めて現在 42 名の住民（成人の方）が大西大通り新設に反対の署名をされました。

今後も意思の確認と署名の活動を進めてまいります。

てあります

以上 市議会に置かれましては現状をご承知、ご理解賜り何卒大西大通り線新設を橋本駅周辺整備推進事業から除外し、中止することを、市に求められることを、切にお願い申し上げます。

以上

陳情番号	件名
第 14 号	シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求めることについて
受理年月日	
4. 8. 16	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

シルバー人材センターの安定的な事業運営のため、インボイス制度に係る適切な措置を求める意見書を国に提出いただきますよう陳情いたします。

【陳情の理由】

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立され、地域社会で就業を希望する高齢者に対し就業機会を提供し、高齢者の生きがいの充実、健康の増進、地域社会の活性化等に貢献している公益法人です。

令和5年10月に導入が予定されている消費税に係る適格請求書等保存方式（「以下インボイス制度という。」）がそのまま適用された場合、免税事業者であるシルバー人材センターの会員がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターは、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額の仕入控除が認められなくなります。これにより、シルバー人材センターは、配分金に含まれる消費税相当額を新たに負担しなければなりません。しかし、公益法人であるシルバー人材センターは、収支相償が原則であり、新たな税負担に対する財源を捻出し賄うことが困難です。

また、会員の多くは生きがい就労であり、月の平均収入は3万円程度であることから、仮に会員がインボイスを発行することになった場合、新たな手続きの負担増や税負担による収入の減少により、会員の退会につながることも考えられ、シルバー人材センターの運営に影響を及ぼすことが懸念されます。

高齢化が著しい現在、人生100年時代を迎え生涯現役社会の実現が求められる中で、地域社会で就業を希望する高齢者の受け皿として、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなっています。

こうしたことから、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用を除外するなど、将来にわたり安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるよう、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情番号	件名
第 15 号	不登校児童生徒に多様な学習機会を確保するための経済的支援制度の確立を求めることについて
受理年月日	
4. 8. 16	

陳情の趣旨

陳情 請願趣旨

令和 2 年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で 19 万 6,127 人と 7 年連続で増加しており、神奈川県内でも 14267 人（令和 2 年）が不登校と、依然高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席 30 日以上の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言いきれなく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月 3 万 3 千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念 2 に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

~~よって国において~~、^{フリースクール}不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、~~次の事項について強く要請する。~~ **国に意見書を提出し頂戴する** 陳情いたし御。
下記

記

- 1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を

進めること。

- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。

陳情番号	件名
第 16 号	共和小学校特別支援学級の教員及び非常勤介助員の増援を求め ることについて
受理年月日	
4. 8. 19	

陳情の趣旨

・ 陳情の趣旨

相模原市立共和小学校（中央区高根1丁目16-13）の特別支援学級（あじさい級）につきまして、教員及び非常勤介助員の増援を、早急に認めるよう市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

・ 陳情の理由

上記の特別支援学級には現在、支援の必要な児童が24名在籍しています（難聴級は除く）。それに対し教員は4名、非常勤介助員は4名（2名×2ペア）と非常に少数で、十分な支援及び指導を行うことが不可能な状態です。児童に対する目配り・気配りも十分に行き届いておらず、交流級でのスムーズな交流も難しい現状です。

つきましては特別支援学級の教員及び非常勤介助員の早急なる増援を陳情いたします。

・ 教員不足が原因で発生している弊害（今年度事例）

- ① 複数の学年（1年生・6年生）での校外学習を同日に実施したことにより、人数に応じて教員が同席した結果、2年生～5年生を非常勤介助員のみで対応しなければならず、やむを得ず児童保護者が見守りに出た。
- ② 激務及び煩雑な対応を理由に非常勤介助員が退職し、悪循環が生じている。
- ③ 人員があれば防げたトラブル・可能な指導がありながら人員不足により実現せず、在籍児童が成長の機会を失っている。

・ 増援を希望する人員数

教員3名 及び 非常勤介助員4名（2名×2ペア）